

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二七
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の届出に係る旨通知があった件二件 二七
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件十件 二六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二〇
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二六
- 落札者を決定した件 二六
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 二六
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二六
- 一般競争入札を行う件 二六
- 福島県教育委員会 三
- 福島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則 三

告 示

福島県告示第三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか四〇筆
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町宮川字松倉甲六五二の二八から甲六五二の三〇まで、甲六五二の三三
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町松坂字大滝山甲三一九の二、甲三一九の三、甲三一九の八から甲三一九の一〇まで、甲三一九の三四、甲三一九の一〇〇、甲三一九の一〇一、甲三一九の一〇三、甲三一九の一〇四、甲三一九の一三五、甲三一九の一三六
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
羽賀稔 小島留八 小島貞 角田与一 飯塚清美 鈴木寅記 鈴木英一 鈴木キクヨ 鈴木政五郎 小島菊次 近藤文章
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年農林水産省告示第七十一号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤次男 佐藤泰治 山内爲太郎 木ノ戸善吉
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年農林水産省告示第七十号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同法第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
東日本旅客鉄道株式会社 成田均 斎藤喜久子 佐藤久八 齋藤一男 佐藤義夫 佐藤信清 長谷川宗三 遠藤常市 五十嵐芳雄 後藤常雄 矢部伊参美 小椋イシ 新田サダ 新田吉榮 新田三郎 新田藤太

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年福島県告示第三百二十七号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

上野薫 金澤叶 阿部トリヨ 遠藤庄一 斉藤利宏 菅野すみい 菅野喜一 亀谷柳次郎 菅野キク 菅野ヒデ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十五号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

猪狩清 佐藤一徳 三浦忠 鈴木栄 横山進 荒和雄 横山清一郎 荒正志 岡崎よし子

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第十六十三号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

目黒東 田崎武義 鈴木由右衛門

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第九十四号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

佐瀬高久 猪俣栄美 佐藤一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第七十三号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部安夫
- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千九十五号）によること。
 （森林保全課）

福島県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
眞部喜佐次 折笠金三郎 折笠清吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百四十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
福地二郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千三百四十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
牛骨3	郡	山市田村町糠塚字牛骨	土石流	次の図のとおり
堀ノ内1	同	市田村町田母神字堀ノ内	土石流	
黒甫2	同	市田村町田母神字黒甫	土石流	
柿ノ木	同	市田村町田母神字柿ノ木	土石流	
西ノ入	同	市中田町海老根字西ノ入	土石流	
滝ノ作2	同	市中田町海老根字滝ノ作	土石流	
平松	同	市中田町下枝字平松	土石流	
舘	同	市中田町下枝字舘	土石流	
字道3	田村市	常葉町早稲川字字道	土石流	
風呂前1	同	市船引町横道字風呂前	土石流	
日向前1	同	市船引町横道字日向前	土石流	

向	八ヶ久保日	能登沢	江川	関場	矢大臣2号	赤沼	戸ノ内	入水4号	寺畑	矢大臣1号	宮ノ前	南作	舟ヶ作	中ノ内2号	仲寺	佐土畑	小袋内	芦畑	沼ノ沢
保日向	同 郡同 町大字松川字八ヶ久	石川郡古殿町大字山上字能登沢	同 市滝根町菅谷字江川	同 市滝根町神俣字関場	同 市滝根町広瀬字矢大臣	同 市滝根町広瀬字赤沼	同 市滝根町広瀬字戸ノ内	同 市滝根町菅谷字入水	同 市滝根町菅谷字寺畑	同 市滝根町広瀬字矢大臣	同 市滝根町広瀬字宮ノ前	同 市滝根町広瀬字南作	同 市滝根町広瀬字舟ヶ作	同 市滝根町広瀬字中ノ内	同 市滝根町広瀬字仲寺	同 市滝根町広瀬字佐土畑	同 市滝根町広瀬字小袋内	同 市滝根町菅谷字芦畑	同 市滝根町菅谷字沼ノ沢
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

日向前2	日向前1	風呂前1	字道3	館	平松	西ノ入	柿ノ木	黒甫2	堀ノ内1	牛骨3	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
同 市船引町横道字日向前	同 市船引町横道字日向前	同 市船引町横道字風呂前	田村市常葉町早稲川字字道	同 市中田町下枝字館	同 市中田町下枝字平松	同 市中田町海老根字西ノ入	同 市田村町田母神字柿ノ木	同 市田村町田母神字黒甫	同 市田村町田母神字堀ノ内	郡山市田村町糠塚字牛骨	大谷地2号	白河市豊地大谷地	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
同 郡同 町宮沢字五十蒨	同 郡同 町白沢字居平	南会津郡南会津町古町字石原	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

二 土砂災害特別警戒区域

公 告

能登沢	石川郡古殿町大字山上字能登沢	急傾斜地の崩壊
八ヶ久保日 向	同 郡同 町大字松川字八ヶ久 保日向	急傾斜地の崩壊
大谷地2号	白河市豊地大谷地	急傾斜地の崩壊
石原	南会津郡南会津町古町字石原	急傾斜地の崩壊
上ノ原	同 郡同 町白沢字居平	急傾斜地の崩壊
五十苺	同 郡同 町宮沢字五十苺	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

福島県告示第四十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年一月十日次のとおり指定した。
令和二年一月二十四日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀雅雄

売りさばき所の名称及び所在地

福島県猟友会 大沼郡会津美里町 令和二年一月一〇日から
美里支部 支 藤家館字藤田六三 令和六年九月三〇日まで
部長 日吉 部
恒彦 大沼郡会津美里町藤家館字藤田六三
(出納総務課)

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか11施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年1月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県会津家畜保健衛生所ほか11施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
エフビットコミュニケーションズ株式会社 京都府京都市南区東九条室町23番地
- 5 落札金額
75,085,296円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年10月4日

(農林総務課)

公告第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第12号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年1月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 コピー用紙A4 (2,500枚入) 予定数量 32,000箱
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年2月21日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年2月21日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年1月24日（金）から同年2月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年2月3日（月）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年2月3日（月）午後1時10分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年3月10日（火）午後1時10分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月9日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: A4Size Copy Paper (2,500 Sheets) 32,000 Cases

- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:10 p.m., 10 March 2020
 (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 March 2020
 (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和二年一月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則

(福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

第一条 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(令和元年福島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
 別表の改正規定を削る。

附則第一項を次のように改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。
 附則第二項中「前項ただし書に規定する規定」を「この規則」に改める。

(福島県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 福島県立特別支援学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
 第一号様式備考2、第一号様式の二備考2、第一号様式の三備考2及び第四号様式備考中「~~日本~~」を「~~日本~~」に改める。

第一号様式備考2、第一号様式の二備考2、第一号様式の三備考2及び第四号様式備考中「~~日本~~」を「~~日本~~」に改める。

第三条 福島県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

別表福島県立相馬支援学校の項中「相馬市」を「南相馬市」に改める。

第一号様式備考2、第一号様式の二備考2、第一号様式の三備考2及び第四号様式備考中「~~日本~~」を「~~日本~~」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条(別表の改正規定に限る。)の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立特別支援学校学則の様式による届、申請書又は保証書は、それぞれ改正後の福島県立特別支援学校学則の様式による届、申請書又は保証書とみなす。

(特別支援教育課)